

大船渡市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、市内に所在する住宅の所有者が、当該住宅の省エネ性能を向上させるために要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する一戸建ての住宅又はその部分をいう。
- (2) 仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」のうち、「(2) 外皮の断熱性能等に関する基準」・「(3) 開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
- (3) ZEH仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」のうち、「(2) 外皮の断熱性能等に関する基準」・「(3) 開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
- (4) 省エネ基準 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）において、断熱等性能等級4（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）、かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が仕様基準を満たす基準をいう。
- (5) ZEH水準 評価方法基準において、断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）、かつ一次エネルギー消費量等級6を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEH仕様基準を満たす基準をいう。
- (6) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たす基準をいう。
 - ア 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。
 - イ 大船渡市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第2条（3）における判定値が、工事の完了までに1.0以上となること。
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を工事の完了までに満たすこと。
- (7) 住宅性能表示制度 「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」に基づく制度をいう。
- (8) 子育てグリーン住宅支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅」の新築住宅への導入に対する支援や、既存住宅の省エネ改修等への支援を行う補助事業をいう。
- (9) 子育てエコホーム支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。
- (10) 地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る

事項（平成28年1月29日号外国土交通省告示第265号）第3に定めるものをいう。

（補助対象事業及び補助額）

第3条 第1条に規定する経費は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	経 費	補助額
<p>(1) 住宅の省エネ診断</p>	<p>1 既存住宅の調査費 2 既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費 3 その他市長が必要と認める経費</p>	<p>当該経費に2/3を乗じて得た額以内の額。ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり150,000円を上限とする。</p>
<p>(2) 住宅の省エネ化のための計画策定及び省エネ改修（ただし、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものに限る。）</p> <p>ア 省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はZEH水準に適合し、所有するものであること。</p> <p>イ 省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。</p> <p>ウ 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。</p> <p>エ 階数が2階以下、かつ床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次の(ア)から(オ)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。</p> <p>(イ) 公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること。</p> <p>(ウ) 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅であること。</p> <p>オ 部分改修する場合にあっては、別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>カ 構造補強工事を実施する場合にあっては、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 全体改修によりZEH水準に適合すること。</p> <p>(イ) エ(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。</p>	<p>1 省エネ改修を行うための調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 5 工事費（改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む） 6 その他市長が必要と認める経費</p>	<p>【省エネ基準に適合する場合】 当該経費に4/10を乗じて得た額以内の額。 ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり300,000円を上限とする。</p> <p>【ZEH水準に適合する場合】 当該経費に8/10を乗じて得た額以内の額。 ただし、1,000円未満は切り捨て、1戸当たり700,000円を上限とする。</p>

2 補助事業は、規則第7条の規定に基づく補助金の交付決定を受けた年度の4月1日以降に開始し、同年度の2月28日までに完了するものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付決定の単位ごとに交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第6条 市長は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。

(提出書類及び提出期日)

第7条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。